

第17回 令和7年度からの 新しい処遇改善 (算定方法) ②

(株) 福祉総研上席研究員
松本和也

Q

新しい処遇改善制度における「加算実績額」の算定方法について教えてください。

前回に引き続き、令和7年度からの新しい処遇改善制度について解説します。中でも今回は、実際の計算に必要となる部分について考えてみましょう。

(1) 加算実績額をすべて使う

区分1は基礎分ですので、処遇改善の対象から外れます。区分2・3に共通する基本的な考え方として、加算実績額全額を「職員への支給」と「それに伴う法定福利費等の事業主負担増加分」に充てる必要があるという点が、重要な改正点の一つです。昨年度までも加算Ⅱ・Ⅲについては同じ考え方でしたが、加算Ⅰ賃金改善要件分については、加算実績額にかかわらず基準年度以上の額（新規事由のある場合は特定加算実績額以上を追加した額）を支給することとされていました。しかしこのような方法では、児童数の減少によって加算実績額が減少しても支出額を下げられないという不合理が生じてしまっていたため、今年度より変更されることとなりました。お陰で「新規事由」という難解な判断が不要となり、

その意味では比較的わかりやすくなったと言えます。

なお国家公務員の給与改定による公定価格単価上昇分の取扱いは、昨年度までと変わりはありません。

(2) 区分3の加算実績額

支給額を決定するためには、加算実績額を計算する必要があります。初めに、比較的計算が容易な区分3の加算実績額を算定してみましょう。処遇改善通知の第4の4(1)には、加算額を算出するための算式が示されており、加算実績額の算出にも適用されるものと考えられます。

第4 加算額の算定

4 区分3の加算額の算定

(1) (略) 次に掲げる〈算式〉により算定した額の合算額をいう。

〈算式〉

区分3-① 「区分3-①に係る単価」×「人数A」
×「賃金改善実施期間の月数」
(千円未満の端数は切り捨て)

区分3-② 「区分3-②に係る単価」×「人数B」
×「賃金改善実施期間の月数」(同)

第一に注意すべきこととして、人数AとBによる算定額それぞれに切捨て処理を行ってから合算する点が挙げられます。合算してから切捨て処理を行うと、1,000円の誤差が生じることがありますので注意を要します。また処遇改善通知には明確な記載がありませんが、加算実績額の算定を行うのは一般に年度末であり、その時点では改正単価が示されていますので、この算式には改正後の単価を適用するものと考えられます。

第二に、この算式によって算出される額は、委託費や施設型給付費に実際に算入される額とは異なるという点に注意が必要です。例えば保育所では、実際に委託費に算入される額を算定するには、「区分3-①に係る単価」×「人数A」と「区分3-②に係る単価」×「人数B」の合計額を月初在籍児童数で除し、10円未満を切捨てて単価とした後に、この単価に月初在籍児童数を乗じた額が加算額になります。したがって、月によって在籍児童数が変化すれば加算単価も変動し、12か月を乗ずるという計算を行うことはありません。

【12／100地域所在の利用定員90名の保育所の例】

		区分1		区分2	
12/100 地域	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	+	480 (560) × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
			3歳児	+	560 (1,150) × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
		3号	1、2歳児	+	1,150 (2,000) × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
			乳児	+	2,000 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))

このように計算過程に相違があるため、処遇改善制度における「加算実績額」と、委託費や施設型給付費に実際に算入される額が一致することはありません。一般に前者は後者よりも若干大きい額になりますが、支給額は「加算実績額」から算出します。

なお認定こども園の施設型給付費に実際に加算される額は、1号認定の児童分と2・3号認定の児童分を分けて算定する必要から、「区分3－①に係る単価」×「人数A」と「区分3－②に係る単価」×「人数B」の合計額の1/2の額をそれぞれ月初在籍児童数で除しますが、処遇改善制度における「加算実績額」を算定するにはこのような計算過程を省き、保育所と同様に前記の算式によって算定します。

(3) 区分2の加算実績額

区分2の加算額は公定価格の単価表に記載された単価から算出しますが、ここには単価表を掲載する紙幅がないので自治体から配布されている単価表、またはこども家庭庁のサイトに掲載されている単価表から、ご自身の施設所在地の地域区分のものをしながらお読みください。以下、保育所を例に説明しますが、認定こども園でも考え方は同じです。

単価表の1ページ目に「処遇改善等加算（区分1及び区分2）」という欄があります。例えば、12/100地域所在の利用定員90人の保育所を例にとると、上のように記載されています。加算率（a）は区分1、すなわち職員の平均経験年数によって2％～12％の範囲で決定される率です。また（b）は昨年度までの賃金改善要件分であった6％または7％で、今年度の区分2を構成します。そして（c）は昨年度までの加算Ⅲの加算額を率に変換したもので、これも区分2の一部となります。したがって、

昨年度までの考え方で「19％」の施設の場合、昨年度までの加算Ⅲを変換した加算率「（c）％」を加えて、次のように計算します。

【4歳以上児の場合】 $480円 \times (12 + 7 + 2.8) = 10,464円$
→10,460円（10円未満切捨て）

さて、単価表にはさまざまな加算が記載されています。各加算における処遇改善等加算の加算率（c）を見てください。加算ごとに異なる率が書かれています。つまり加算率（c）が一定でないので、昨年度までのように単価を合計してから「19」を掛けるという計算ができなくなっています。そのため加算項目ごとに算定する必要が生じることになりました。

結局、児童の年齢、認定区分、加算項目などの条件ごとに、それぞれにこの計算を行って単価とし、さらに月途中入所・退所児童の日割計算なども考慮して、月ごとに算定した額を合算して区分1・2の年間総額を算出する必要があるわけです。

例えば上記のようにして算出した、委託費や施設型給付費に実際に含まれる額を「加算実績額」とするのか、それとも区分3のように概算するための算式が別途示されるのかについては、現時点の通知では明らかになっていません。また区分2の額をもとに支給するためにはその額を算出する必要がありますが、前記の計算で算出した額には区分1の額が含まれ、区分1と2の額をどのようにして分けるのかも現時点では不明です。

区分2の「加算実績額」の算定には他にも明確にすべき点がありますので、今後のFAQの更新等における情報を注視していきたいと思います。